

あす  
明日のしずおか茶育成事業費補助金

募 集 要 領

募集期間	令和6年4月8日（月）～4月26日（金）
問合せ先	静岡県経済産業部お茶振興課
所在地	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号	054-221-3297
FAX番号	054-221-2299
メールアドレス	ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

令和6年4月

静岡県経済産業部農業局

## 1 事業の趣旨

静岡県茶業の振興を図るため、「明日のしずおか茶育成事業」を実施する団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 2 補助対象事業

「明日のしずおか茶育成事業」とは、県内全域の茶業振興に資するもので、かつ、下表に掲げるものをいいます。

\*下表の「事業内容」は簡略化したものであり、正式には、別添の「明日のしずおか茶育成事業費補助金交付要綱」の第2「定義」に記載されているものになりますので、必ずそちらも確認してください。

事業名	事業内容
しずおか茶ファン創出事業	静岡県茶業振興条例の振興策推進による静岡茶ファン創出に係る経費等

なお、令和6年度については、県の施策目的等に沿った下表における「実施項目」の具現化を図る事業を特に募集します。

区分	実施項目
しずおか茶ファン創出事業	静岡県茶業振興条例の振興策 ①生産者の経営の発展 ②茶園の整備集積等 ③製造及び加工並びに流通及び販売の高度化 ④品質の向上 ⑤消費の拡大 ⑥茶園景観等を活用した交流の拡大 ⑦輸出の促進

※ 次に掲げるものは対象となりません。

- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるもの

## 3 補助対象者

- ・ 茶生産者、茶商工業者、日本茶インストラクター等の茶業関係者で組織する団体であること
- ・ 構成員が県内の広範囲に在住し、活動している団体であること

## 4 補助率

当該事業に要する経費の2分の1以内とします。

## 5 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。

## 6 補助対象経費

明日のしずおか茶育成事業の実施に要する経費で、次に掲げる経費のうち、事業の実施に必要と認める経費とし、補助対象期間内に支払いが完了しているもの。

- ・報償費、旅費（外国旅費を除く）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他事業の実施に必要であると知事が認める経費

## 7 補助金交付までの流れ

### (1) 事業計画書の募集及びヒアリング審査

まず、交付申請書を提出する前に、「**8(3)**」に記載する「**事業計画書**」を県に提出してください。県は、これに基づき、個別にヒアリング審査\*を行います。

\*ヒアリングの日時、場所等については、応募状況等に応じて定め、後日連絡いたします。

### (2) 補助金の交付申請書の提出

上記(1)の結果、県から内示を受けた補助対象者は、「明日のしずおか茶育成事業費補助金交付要綱」（平成22年3月30日付け、静岡県告示第268号（別添参照））に基づき、別に通知する期日までに申請を行い、知事の交付の決定を受けることとなります。

なお、補助金の支払は下記(3)のとおり精算払を原則としますが、概算払が必要な場合は、交付申請時に「明日のしずおか茶育成事業費補助金交付申請書」の該当欄にその旨を記載してください。承認の可否は交付の決定時に通知されます。承認された場合は「概算払請求書」を提出してください。

### (3) 補助金の支払

事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は、令和7年4月10日のいずれか早い日までに、「実績報告書」を提出してください。

県が調査の上、支払うべき補助金額を確定し、「補助金交付確定通知書」を送付します。これを受領した日から起算して10日を経過した日までに、請求書を提出してください。

※これらの手続の過程において、交付予定額が本年度の予算額に満たないことが明らかとなった場合は、追加で募集を行う場合があります。

## 8 交付の条件

### (1) 計画の変更等

補助事業について、内容の変更、事業費の20%を超える経費の配分の変更、中止及び廃止をしようとする場合は、「変更事業計画書」、「変更収支予算書」及び「変更承認申請書」を提出し、あらかじめ承認を受けてください。

また、補助事業が予定の期間内に完了しない場合や、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告してください。

### (2) 書類及び資料の保管

補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理しておいてくださ

い。なお、これらの帳簿及び書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければなりません。

## 9 事業計画書の提出

### (1) 提出先

静岡県経済産業部お茶振興課

〒 420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館9階

電 話 054-221-2684

F A X 054-221-2299

E-mail ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

### (2) 受付期間

令和6年4月26日(金)まで

### (3) 提出書類

「事業計画書」(以下の①～③について1事業につき1式を添付してください)

① 事業説明書(別添様式1号)

② 収支予算書(別添様式2号) ※1

③ 事業実施スケジュール(別添様式3号) ※2

④ 事業実施体制図(様式4号)

※1 ②については、積算の根拠等も含め、できる限り詳細に記入してください。  
様式に書ききれない場合は、内容を記入した別紙を添付していただいてもかまいません。

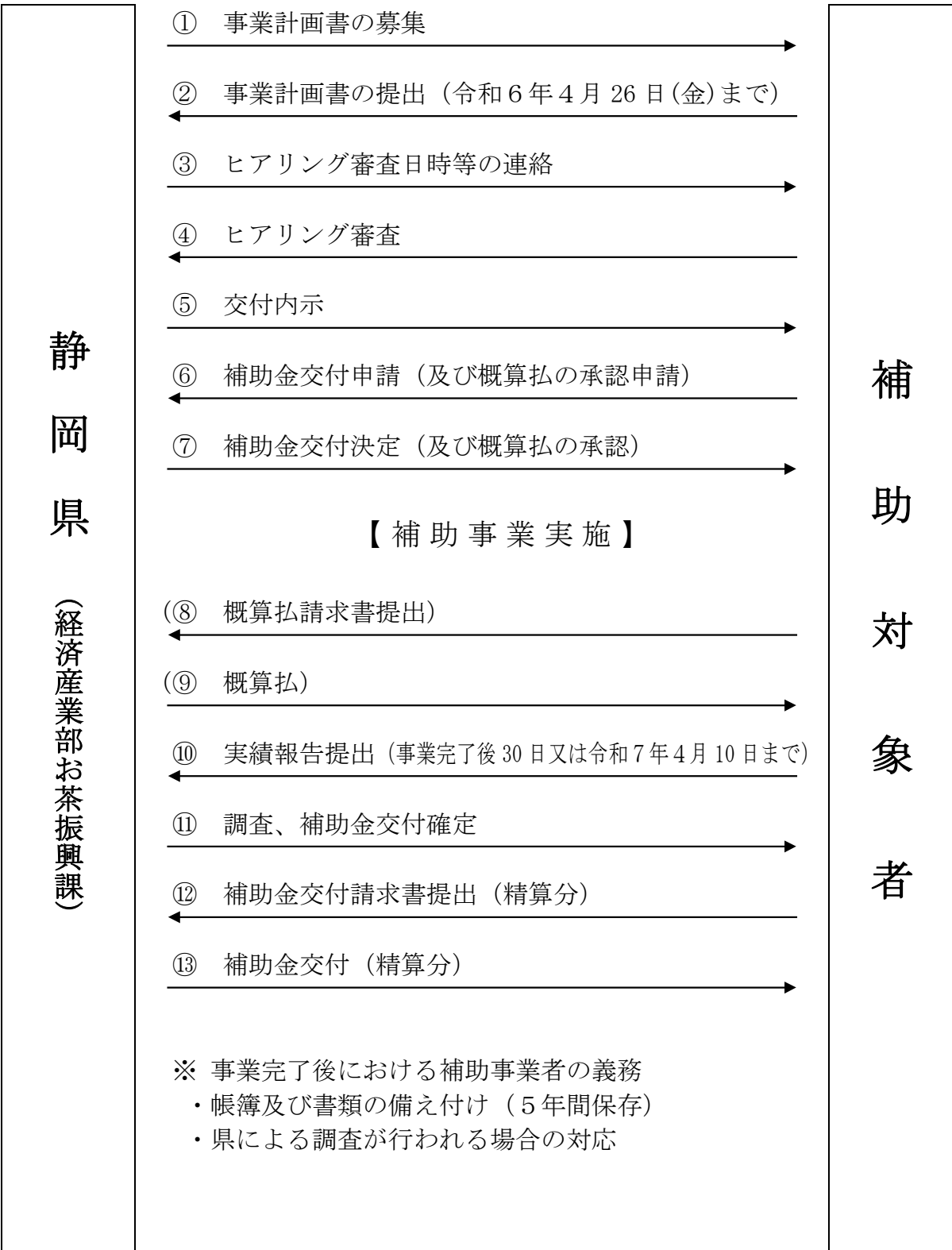
※2 ③については①をもって十分に説明できる場合は添付不要とします。また、必要事項が記載されていれば任意様式を使用することも可です。

\*以上のほか、書類の提出を求める場合があります。

### (4) 提出部数

2 部

【補助金交付の流れ】



明日のしずおか茶育成事業 事業計画書

第 号  
令和 年 月 日

静岡県お茶振興課長 様

事業実施代表者名 \_\_\_\_\_

令和6年度において明日のしずおか茶育成事業費補助金の申請を行いたいので、関係書類を添えて事業計画書を提出します。

<p>●事業区分：実施する該当事業の[ ]欄に○を記入（複数選択可）</p> <p>しずおか茶ファン創出事業</p> <p>⇒ 該当する静岡県茶業振興条例の振興策の[]欄に○を記入</p> <p>[ ]①生産者の経営の発展</p> <p>[ ]②茶園の整備集積等</p> <p>[ ]③製造及び加工並びに流通及び販売の高度化</p> <p>[ ]④品質の向上</p> <p>[ ]⑤消費の拡大</p> <p>[ ]⑥茶園景観等を活用した交流の拡大</p> <p>[ ]⑦輸出の促進</p>		
1	区分・概要	
	事業費	円
2	区分・概要	
	事業費	円
3	区分・概要	
	事業費	円
4	区分・概要	
	事業費	円
5	区分・概要	
	事業費	円
事業費の計 (年間総事業費)		円
担当者職・氏名 _____		
電話番号 _____		FAX番号 _____
E-mail _____		

様式 1 号

## 事業説明書

●事業概要 [      ]

### 1 事業の内容

区 分	内 容	実施（予定）時期	備 考

2 事業完了予定年月日

年 月 日

様式2号

## 収支予算書

●事業概要 [     ]

### 1 収入の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
計	円	

### 2 支出の部

区 分	予 算 額 (円)	備 考
計	円	

※ 必要に応じて別紙を添付するなど、できる限り詳細に記入してください。





様式 4 号

## 事業実施体制図

### 記入例

